

## 平成27年 第2回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成27年 3月30日  
午後 1時00開会  
午後 2時40閉会  
場 所 中頓別町役場会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。  
1番委員、2番委員、3番委員、4番委員、5番委員、6番委員  
7番委員、8番委員  
以上 8名
- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。  
以上 名
- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 ○ ○ ○ ○
- 4 本会のための書記 農業委員会 主 任 ○ ○ ○ ○
- 5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)
6. 議 事  
  
報告第1号 平成26年度地区別懇談会の報告について  
承認第1号 農地法第52条に基づく賃貸料情報の提供について  
議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第2号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動報告について
7. その他  
  
(1) 今後の予定について  
  
(2) その他
8. 閉 会

事務局長

ただいまから平成27年第2回中頓別町農業委員会総会を開催いたします。

まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会長  
議長

(挨拶終了)

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規程に基づき、議事を進行いたします。

【欠席報告】

本日欠席者はありません。

【定数報告】

本日の出席委員は8名中8名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規程によります過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

【議事録署名委員の指定】

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規程に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

7番 ○○委員及び1番 ○○委員を指名いたします。

会務報告につきまして、事務局から報告させます。

◎ 会務報告

事務局長

(報告終了)

議長

それでは報告第1号「中頓別町農業委員会地区別懇談会の報告について」を、事務局より説明いたさせます。

事務局長

平成26年度中頓別町農業委員会地区別懇談会報告書をご参照願います。

開催場所・開催日

○中頓別町役場 平成27年3月2日(月)13:00~

会議次第は、

◎ 開会

◎ 主催者挨拶 中頓別町農業委員会会長 ○○○○

◎ 意見交換

(1) 農業委員会の活動に対する評価・点検と計画策定について

- (2) 平成26年農業委員会の活動状況
- (3) 平成26年活動報告・平成27年活動計画の説明と意見聴取
- ◎ 遊休農地・耕作放棄地対策について
- ◎ 担い手育成について
- ◎ 農地の利用集積について
  - 農地法第3条について
  - 農業経営基盤強化促進法第18条について
- ◎ 農地転用の適正化について
- ◎ 農業委員会の情報提供について
- ◎ 農業生産法人等からの報告の対応について
- ◎ その他法令事務について
  - (4) その他意見交換
- ◎ 情報提供
  - (1) 農業委員会組織・制度の見直しの状況について
  - (2) 農地台帳等の整備について
  - (3) 農業者年金の加入推進について
- ◎ 閉会
 

の以上であります。

出席状況は農業者9名、事務局2名の計11名の参加であります。

概要報告の前に開催内容を報告致します。

- (1) 農業委員会の活動に対する評価・点検と計画策定について

平成21年1月23日付け農林水産省経済局長通達（20経営第5791号）により、平成21年度より、毎年、農業委員会の活動に対する点検・評価を行い、農業者の意見を反映して、次年度の活動計画を策定することとなっております。以上のことから、農業委員会の活動を報告するとともに、平成27年計画について、ご意見をお願いいたします。

- (3) 平成26年農業委員会の活動状況

- ◎ 農業委員会総会の開催 10回・・・議事録ホームページ公開
- ◎ 農地等調査斡旋委員会の開催 3回
- ◎ 農政・担い手委員会の開催 0回
- ◎ 農業委員研修（内部研修） 1回
- ◎ 農業委員研修（外部研修） 2回
  
- ◎ 農地法第3条法令事務（所有権） …… 該当無し
- ◎ 農地法第3条法令事務（賃貸借） …… 該当無し

- ◎ 農地法第4条法令事務（農地転用） …… 該当無し
- ◎ 農地法第5条法令事務（農地転用） …… 1件6筆  
2 ha
- ◎ 農業経営基盤強化法第18条第1項（所有権） …… 8件 83筆  
92 ha
- ◎ 農業経営基盤強化法第18条第1項（賃貸借） …… 34件 680筆  
597 ha
- ◎ 農業経営基盤強化法第18条第6項（解約） …… 7件 20筆  
71 ha
- ◎ 地区別懇談会 …… 1回（1日）
- ◎ 農地パトロール …… 3日間
- ◎ 農業担い手対策に係る戸別訪問 …… 対象者6戸
- ◎ 農村パートナー対策実行委員会 …… 3回 （マナー講座の開催、結婚相談書登録助成、交流会参加助成、街コン開催）

なお、法令事務等は平成26年（1月～12月）の件数を記載しています。

#### ◎ 遊休農地・耕作放棄地対策について

##### <平成26年活動報告>

平成26年農地パトロールにおいて、前年度まで耕作されていなかった1件1筆0.5 haについては、賃借権による利用者の変更と草地更新が行われ、採草地として利用されていることが確認されました。

耕作放棄地対策としましては、現時点で10.41 haの解消を目標としております。特に相続関係により利用権等が設定できない農地は所有者協議を進めており、また、草地として利用出来ない農地に関しては耕作者協議を行い蕎麦等の他作物への転換を計画しております。

##### <平成27年活動計画>

平成27年についても農地パトロール（利用状況調査）の実施により全農地確認を行い、遊休農地の防止と違反転用案件の確認を行っていきます。なお、平成24年の農地パトロールから、利用状況調査に加えて耕作放棄地全体調査も実施することとしており、全農業委員の参加のほか、町産業建設課産業グループ及びJA中頓別町営農部の職員も加えて、平成26年と同様に合同で現地確認を行っていきます。

耕作放棄地対策としましては、土地所有者及び土地利用者との折衝を継続して実施していき、町産業建設課産業グループと連携して、その解消に向け事務を進めます。

◎ 担い手育成について

<平成26年活動報告>

平成25年8月から松音知地区で農業経営第三者継承事業により研修を行ってきた新規就農希望者1組が、予定通り平成26年8月より経営を継承し、酪農経営を開始いたしました。さらに本町での就農を希望している就農希望者1組が、平成26年9月から町内で酪農研修を開始するなど、新規就農者に対する受け入れ体制も徐々に整備されつつあります。

今後は、就農可能な農場の確保や研修受入農場及び酪農体験の受入体制の整備等について検討を進めていく必要があります。

農村パートナー対策につきましては、中頓別町農村パートナー対策実行委員会（JA中頓別町青年部、4Hクラブ、事務局：農業委員会、JA中頓別町、普及センター、町産業グループ）において、マナー講座の開催と結婚相談所への登録費の助成や、旭川市で開催されている婚活パーティーへの参加助成を行ってきております。また、宗谷管内の各農業委員会で組織する『宗谷農村パートナー対策協議会』の事務局を平成28年度まで中頓別町が担うこととなっており、平成26年度では、宗谷管内の酪農青年と旭川近郊の女性との交流を図るため、10月に『宗谷ふれあい出会い旅』を旭川市近郊で2泊3日の行程で開催しました。本町からは酪農青年2名が参加しております。

<平成27年活動計画>

平成27年の農業担い手対策に係る戸別訪問については、今後も情勢の変化を考慮しながら進めることとし、中頓別町農業担い手育成センターとの連携を図り、農業経営継承事業を軸に進めていくこととします。

農村パートナー対策におきましては、対象となる酪農青年等の意見を聞き取りながら、実行委員会の中で協議し進めてまいります。

また、また、宗谷地区の農村パートナー対策につきましては、中頓別町が事務局を担い2年目の活動となることから、26年度の反省を踏まえて、企画等の検討を図りながら、参加者を募り進めていきます。

◎農地の利用集積について

<平成26年活動報告>

農地の利用集積状況は、先に報告をしたとおりです。農業者の方からの申出により適正に事務を進めてきているところです。

また、旭川財務事務所より国有農地の売払いに関して要請がきており、平成22年12月10日総会で「国有地の売払いに係る方針」を採択し、昨年に引き続き、その事務を進めてきているところです。

#### <平成27年活動計画>

平成26年と同様に、農業者からの申出により適正に事務を進めるとともに、平成27年の離農予定者及び経営継承予定者との事前協議を進め、円滑に利用集積が進められるよう計画していきます。

国有地の売払いに関しては、旭川財務事務所との協議を踏まえ、計画的な実施に向けて協力を行なっていきます。

また、相続登記の完了していない利用権設定事例があり、その解消に向けて相続関係者との協議や相続登記・所有権移転の実施或いは相続関係者の過半数以上の同意による適正な利用権設定等に向けて事務を進めます。

#### <利用集積の方針>

◎ 農地法第3条～所有権移転時は個人登記となる。経営継承・移譲案件は農地法第3条で処理を行ってきたが、所有権移転を伴う場合には農業経営基盤強化法による利用集積としている。国有地の売払いに関しては、旭川財務事務所では登記を実施することと、農地法3条判定（農地か否かの判断）も必要なことから農地法第3条としている。

◎ 農業経営基盤強化促進法第18条～省令により所有権移転の登記は農業委員会が代行することができる。基本は認定農業者の行なう利用集積である。利用集積の時点で同時に転用を行なうことも可能である。

◎ 農地転用の適正化について

#### <平成26年活動報告>

農地法改正に伴い、農地転用は厳格化されており「国・道からも不法転用は犯罪である」との観点から指導が強化されているところです。26年は農地法による農業者による転用申請は出てきておりませんが、今後も農業者への啓蒙活動を強化し、許可が必要となる事案については、早めに相談をいただき、転用申請手続きを進めてまいります。

#### <平成27年活動計画>

平成27年度も農地パトールによる農業用施設の確認を実施するとともに、広報誌による不法転用の防止を呼びかけます。

#### <情報提供>

農地の転用に際しましては、農地法による農地転用申請と農振法によります農業振興地域整備計画の変更の2つの手続きを同時に行っていく

必要があります。農地法に関しましては、現況農地に設定されますので、現況で確認できますが、農業振興地域整備計画に関しましては、今後農地化が予想される土地につきましても、計画の網がかかっている場合がありますので、ご注意願います。施設の建設予定がある場合には、些細なものであっても農業委員会にご相談下さい。同時に町で管理しています農業振興地域整備計画も確認できますので、その場で手続きを要するか否か判断することが可能と考えます。農地法改正に伴い、農地転用は厳格化されており「国・道からも不法転用は犯罪である」との観点から指導が強化されているところです。今年農地法による農業者による転用申請は出てきておりませんが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の利用権設定時点における転用は2件ありました。この案件につきましても、農地法同様の審査を行い許可しております。なお、農業者以外で農地法第5条による一時転用がございました。これは〇〇のスキー場であり、総会での審査後に北海道農業会議に諮問を行い承認されているところでもあります。

#### ◎ 農業委員会の情報提供について

##### <平成26年活動報告>

平成21年度に農地法が大幅に改正されて、「農業委員会の適正な事務実施」に基づき、農業委員会の情報提供活動の一層の推進を図ってきています。

農業委員会のホームページでは、農林水産省の指導項目9項目と単独掲載項目3項目を公開しております。

##### <農林水産省指導項目>

- ①総会開催日②総会開催の周知③詳細な総会議事録④農地法3条マニュアル
- ⑤事務処理標準期間⑥下限面積設定⑦賃貸料情報⑧活動点検評価⑨活動計画

##### <単独掲載事項>

- ①農業委員会名簿②相続等の届出③広報誌

##### <平成27年活動計画>

平成27年も引き続き、個人情報の制限を明確にし、その取り扱いに注意しながら、出来る限りの情報公開を実施することとします。また、

広報誌につきましては、年3回の発行を継続していきます。

◎ 農業生産法人等からの報告の対応

<平成26年活動報告>

平成23年2月16日にTMRセンターである株式会社〇〇〇〇が設立。平成23年6月から経営を開始しています。農業委員会としましては、農地法第6条第1項の規定に基づき農業生産法人からその年の経営状況や運営状況を報告願ひ、農業生産法人としての要件が適当か確認を行う必要があります。このことから、毎年、1月に報告を頂き、要件審査後に台帳として整備を行なってきました。

また、農地法第3条例外規定による社会福祉法人に関しましても、条件付き契約が締結されていることを受けて、農地法第3条第6項の規定に準じて利用状況の確認を行なっています。

<平成27年活動計画>

前年度と同様に農業生産法人の要件に達しているか確認を行い、法律上は農業委員会から農業生産法人に対して審査結果の報告は要しませんが、当農業委員会としては、その審査結果を農業生産法人に報告することとします。また、社会福祉法人に対しましても同様な事務処理を実施することとします。

<農業生産法人の要件>

- ① 会社形態～株式会社（非公開会社）、合同会社、合名会社、合資会社、農事組合法人であること。
- ② 事業要件～農業及び農業関連の売り上げが、その法人の事業全体の売り上げの過半を占めること。
- ③ 構成員要件～農地の提供者、常時従事者（150日以上従事・法人の業務に限定せず）、農作業委託農家、地方公共団体等
- ④ 業務執行役員～役員のうち過半が法人の農業の常時従事者である構成員であり、かつその過半が農作業に従事（60日以上）すること。

<農業生産法人の要件>

- ◎ 一般企業との税制面における優位。
- ◎ 農地の利用集積や農地転用における優位。（一般企業参入の場合には、条件付き契約により、農地の復旧項目が加えられる。農地転用は難しい。）
- ◎ 農地の取得が可能である

◎ その他の事務について

<平成26年活動報告>

- ◎ 農地斡旋業務
- ◎ 農地保有合理化事業（公社営リース事業等）



◎ 農地台帳の整備

◎ 現地目証明

◎ 農業者年金

<平成27年活動計画>

上記の業務等の推進を図る。

<情報提供>

(1) 農業委員会組織・制度の見直しの検討状況について

資料により説明し、内容等が精査された段階で、周知を図るとともに、北海道農業会議が中心となり国への要請内容等について報告いたしました。

(2) 農地台帳の整備と公表について

法定台帳としての整備が義務付けられたこと、住民基本台帳・固定資産税台帳との突合・精査の実施とインターネット等による公開が義務付けられことについて説明しました。

(3) 農業者年金の加入推進について

パンフレット及び資料により説明し、農業者年金の優位性について理解が深められ、加入推進運動を強化することが確認されました。

次に、概要報告を致します

農業委員会の活動状況報告について詳細に説明を行い、その評価及び今後の計画に向けた意見を伺いましたが、各項目とも現状の農業委員会の活動で了解を頂き、今後の計画についても承認が得られました。

意見としましては、農業委員会で行った農業経営のアンケートに関する回答結果について、問い合わせがありました。

新規就農希望者に対する対応については当町で1名の研修生が現在、研修を行っている状況を説明し、新規就農先の農場との対応について、関係機関と共に協議をしていきたいと思っています。

農業委員の選出方法を現行の選挙制度から市町村の任命制度に変更するよう国の規制改革会議で協議されており、北海道農業会議に於いても、事前に農業委員候補の地域からの推薦を受けて、町長が任命し議会で承認をされる方法へ申し入れを行っている旨情報提供を行った。

以上、ご報告致します。

議長 報告第1号「平成26年度中頓別町農業委員会地区別懇談会の報告について」の事務局からの説明が終わりました。このことについて、質疑等ございますか。

各委員 (委員からの意見集約)  
(なしの声)

議長 ご質問等がなければ、報告第1号を終了致します。  
続いて、承認第1号「農地法第52条に基づく賃貸料情報の提供について」を事務局から説明いたさせます。

事務局長 承認第1号「農地法第52条に基づく賃貸料情報の提供について」を説明致します。説明につきましては、別紙中頓別町賃貸料情報により説明致します。  
平成26年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は以下のとおりであります。  
地域は町内全域、データ件数30件により算出し、平均値1,017円、最大値1,600円、最小値400円であります。なお、平均値の1.7倍以上、0.3以下は計算値から除外され、本情報の単価となっております。  
以上説明し承認を求めるものであります。

議長 説明が終わりました。質疑ありませんか。

会長 昨年と比較してどうなっているのか。  
事務局長 平均値は400円下がっています。  
2番委員 最大値が下がったために、平均値も下がったためではないか。  
会長 中頓別としては農地の集積については飽和状態なので、賃貸料も落ち着いたとみられる。

議長 他に質疑がないようですので、承認第1号「農地法第52条に基づく賃貸料情報の提供について」は承認することでご異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認め、承認第1号は承認することに決しました。

それでは議案の審議に移りたいと思います。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」を事務局より説明させます。

事務局長

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農地利用集積計画の決定について」下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものです。

公告予定日については平成27年3月30日 番号所4番 土地の表示は字松音知〇〇番〇と〇〇番〇の全2筆 〇〇㎡であります。松音知〇〇番〇は公簿地目現況地目とも同一で畑であります。〇〇番〇につきましては公簿地目は公衆用道路ですが、現況は畑であります。対価は〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの日も公告日であります。譲渡人 〇〇〇〇さん 譲受人 〇〇〇〇さん。譲渡理由は農地を近隣耕作者に譲り渡す。譲受理由は農地を譲り受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は加入でございます。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

本件につきましては、新規に利用集積するものであります。

続きまして、番号賃10番 土地の表示は字上頓別〇〇番〇から〇〇番〇の全4筆 〇〇㎡ であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期は公告日、引渡しの日も公告日であります。貸主 菊地勝利さん 借主 橋本正蔵さん。貸し付け理由は期間満了に伴い、賃貸借を更新する。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力1、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は有りでございます。賃貸借終期は平成30年12月31日の3年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃11番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字松音知〇〇番〇から〇〇番〇の全8筆 〇〇㎡であります。公簿地目現況地目とも同一で畑であります。小作料は 〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの日も公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理

由は農地を近隣耕作者に貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力3、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は無でございます。賃貸借終期は平成30年12月31日の3年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。  
本件につきましては、新規に利用集積するものであります。

続きまして賃12番の説明を行います。

土地の表示は字松音知〇〇番〇の一部と字松音知〇〇番〇の全2筆〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は近隣耕作者に農地を貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおりません。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は有りでございます。賃貸借終期は平成30年12月31日の3年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。  
本件につきましても、新規に利用集積するものであります。

続きまして賃13番の説明を行います。

土地の表示の内訳は別紙をご参照願います。字神崎〇〇番〇から〇〇番〇の全7筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、幹旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は有りでございます。賃貸借終期は平成27年12月31日の1年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

続きまして賃14番の説明を行います。

土地の表示は字神崎〇〇番〇の1筆 〇〇m<sup>2</sup>であります。公簿地目、現況地目とも畑であります。小作料は〇〇円です。利用権の移転の時期及び引渡しの時期は公告日です。貸主 〇〇〇〇さん 借主 〇〇〇〇さ

ん。貸し付け理由は農地を近隣耕作者に貸付ける。借り受け理由は農地を借受け、農業経営の安定を図る。経営地は畑〇〇haであり、この面積は今回申請のあった土地を含んでおります。労力〇、斡旋なし、資金は自己資金、年金加入状況は有りでございます。賃貸借終期は平成30年12月31日の3年間であります。

農地位置につきましては、別紙位置図のとおりであります。

事務局長

以上説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終了しました。それでは所4番から順番に審議に移りますが、所4番につきましては 〇〇委員に関連する案件でございますので、委員には中頓別町農業委員会会議規則第13条に基づき退席願います。

ここで暫時休憩いたします。

(〇〇委員退席)

休憩前に戻り、所4番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの所有権移転について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長

本件説明の前に農業経営基盤強化法第18条第1項の審査基準に関する法令の確認を行います。農業委員研修資料No.04をご覧ください。

(関係法令～許可要件を説明)

それでは、所4番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます、以上ご報告申し上げます。

議長

所4番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員

(質疑なし)

議長

質疑がないようですので、所4番を承認することにご異議ありません

か。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、所4番は承認することに決しました。  
ここで暫時休憩致します。

(〇〇委員着席)

議長 休憩前に戻り、議事を再開します。次に賃10番 〇〇〇〇さんから  
〇〇〇〇さんへの賃貸借について事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃10番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建  
設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能である  
と判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃10番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ござ  
いますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃10番を承認することにご異議ありませ  
んか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃10番は承認することに決しました。

続いての案件の審議に移りますが、賃11番及び賃12番は〇〇委員  
に関連する案件でございますので、委員には中頓別町農業委員会会議規  
則第13条に基づき退席願います。

ここで暫時休憩いたします。

(〇〇委員退席)

議長 休憩前に戻り、賃11番 ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃11番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃11番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃11番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃11番は承認することに決しました。

事務局長 次に賃12番の ○○○○さんから ○○○○さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

それでは、賃12番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃12番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃12番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃12番は承認することに決しました。  
ここで暫時休憩致します。

(〇〇委員着席)

休憩前に戻り、議事を再開します。次に賃13番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃13番につきまして  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。  
また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃13番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃13番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃13番は承認することに決しました。

次に賃14番 〇〇〇〇さんから 〇〇〇〇さんへの賃貸借について、事務局から確認事項を報告させます。

事務局長 それでは、賃14番につきまして



農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の基本構想は町産業建設課産業グループより適合である旨の確認を頂いております。

また、第2号イは効率的な利用耕作、第3号ロは常時従事可能であると判断されます。以上ご報告申し上げます。

議長 賃14番の説明が終了しました。このことについて、何かご質問ございますか。

各委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、賃14番を承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認め、賃14番は承認することに決しました。  
続きまして議案第2号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について」を議題と致します。内容について事務局より説明願います。

事務局長 それでは、議案第2号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご参照願います。

まず初めに主旨説明を致します。

平成21年1月23日付け20経営第5791号の農林水産省経営局長通達により、平成21年度より、毎年、農業委員会の活動に対して点検、評価を行い、農業者の意見を反映して、次の活動計画を樹立することとなっております。

このことから、地区別懇談会において平成26年度の農業委員会の活動を報告するとともに、平成27年度計画についてもご意見を賜り点検、評価(案)としましたのでご審議願います。

それでは、活動の点検・評価(案)をご説明申し上げます。

#### I 法令事務に関する点検

##### 1 総会等の開催及び議事録の作成

- (1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況・・・ホームページ上で周知。公開である旨は常時掲載。総会の開催日は日程が決定し

た段階でホームページの更新を行なっている。

- (2) 総会等の議事録の作成・・・作成期間 16 日間（総会の開催日からホームページへの掲載日までの平均日数を算定しています）改善措置・・・詳細な議事録の作成及び個人情報保護に留意しとり進める。
- (3) 議事録の内容・・・詳細な議事録を作成している。改善措置・・・今後も、審議経過の透明性を確保するため、出来るだけ詳細な議事録作成に努める。
- (4) 議事録の公表・・・ホームページ及び事務局での備え付け。改善措置・・・個人情報保護の観点から、公開内容のダブルチェック体制を堅持する。

## 2 事務に関する点検

- (1) 農地の権利移動の許可等・・・0 件（報告統一のため平成 26 年分）

※ 農地法 3 条のみの件数。

- 事業関係の確認・・・26 年での案件はなかったが、申請された場合には書類の確認を行うとともに、3 名以上の農業委員による現地調査を実施。新規就農者に関しては面談審査を実施している。経営継承・移譲案件については、農地外の地目も含め、所有地全地調査を実施している。
- 総会等での審議・・・案件があれば、小委員会で詳細審査、現地確認、面談等を実施し、その報告を受けて、関係法令、3 条調査表等に基づき審査している。
- 審査結果の通知・・・新規就農者に限って報告を継続する。また、経営継承・移譲に関しては農協及び町への報告の実施も継続する。
- 審査結果の公表・・・小委員会からの審査経過の報告も含め、総会での審議過程を詳細に公表している。（ホームページで公表）
- 処理期間・・・標準処理期間は 0 日。平均処理期間は 0 日。

- (2) 農地転用に関する事務・・・1 件

※ 農地法 4 条及び 5 条の件数。

- 事実関係の確認・・・小委員会（3 名以上の農業委員出席）での書類審査及び現地調査を実施している。
- 総会等での審議・・・許可基準に基づき、転用事業内容、立地条件、代替の可能性等について総合的に判断している。
- 審議結果等の公表・・・小委員会からの審査経過の報告も含め、総会での審議過程を詳細に公表している。（ホームページで公

表)

○ 処理期間・・・標準処理期間は 30 日。平均処理期間は 14 日。

(3) 農業生産法人からの報告への対応・・・1 件

※ 欄〇〇〇〇 平成 23 年 2 月 16 日法人登録

○ 農業生産法人からの報告について・・・対象法人 1 社から報告書受領済み。要件審査も総会での審査済み。

(4) 情報の提供等

○ 賃借料情報の調査・提供・・・件数 14 件。公表時期・・・平成 26 年 3 月。実施状況・・・情報の提供方法：ホームページ、広報での公開。是正措置・・・特に無し。

○ 農地の権利移動等の状況把握・・・件数 6 件。取りまとめ時期・・・平成 26 年 3 月。実施状況・・・情報の提供方法：地区別懇談会、広報、ホームページ上で公開。

○ 農地基本台帳の整備・・・整備対象農地面積 3, 362 ha。整備方法・・・電子システム導入。実施状況・・・データ更新：23 年度から電子システムを導入。なお、農地状況把握は仮システムで毎月更新。是正措置・・・本格的な電子システムによる農地基本台帳の稼働に向けて調整を図る。

(5) 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく許可事務・・・42 件（報告統一のため平成 26 年分）

※ 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項のみの件数。

○ 事実関係の確認・・・農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、経営継承・移譲案件については、農地外の地目も含め、所有地全地調査を実施している。また、新規の利用権設定については、必要に応じて現地確認を行っている。

○ 総会等での審議・・・経営移譲案件については詳細審査、現地確認を実施。関係法令、18 条調査表等に基づき審査している。

○ 審査結果の通知・・・申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数・・・1 件。これは、経営継承に係る案件であり、利用集積メモを農業委員会事務局立会いのもと双方で取り交わしております。是正措置・・・経営継承・移譲に関しては農協及び町への報告の実施も継続する。

○ 審査結果の公表・・・総会での審議過程を詳細に公表している（ホームページで公表）。

○ 処理期間・・・標準処理期間は 30 日。平均処理期間は 24 日。

(6) 地域の農業者等からの意見

- 農地法第3条に基づく許可事務・・・中頓別町農業委員会地区別懇談会において、経営継承・移譲案件及び国有地の売払い等を実施している旨を説明。また、情報公開として農地法第3条マニュアル、事務処理標準期間、下限面積等をホームページ上で公開している旨を説明して了承を得た。
- 農地転用に関する事務・・・中頓別町農業委員会地区別懇談会において、農地法5条による一時転用があり、適切に事務を行なっていることを説明。また、農業経営基盤強化促進法第18条第1項における利用集積時点での農業用施設用地への転用に際しても、農地法上の転用に準じて審査を行なっている旨を説明して了承を得た。
- 農業生産法人からの報告への対応・・・中頓別町農業委員会地区別懇談会において、平成23年度に1法人が設立し営業を開始している旨を説明。農業生産法人としての4要件を説明するとともに、法人より報告書の提出を頂き、総会において適正に審査を行なっていることを説明して了承を得た。
- 情報の提供等・・・中頓別町農業委員会地区別懇談会において、指導項目の9項目及び単独掲載の3項目について説明を行い了承を得た。
- その他法令事務に関するもの・・・中頓別町農業委員会地区別懇談会において、農地斡旋業務、農地保有合理化事業、農地基本台帳の整備、現地目証明、贈与税の納税猶予関係を説明。特に贈与税の納税猶予に関しては、農地パトロールで現地調査を行い適正に管理されていることを確認していることと、対象者全てに納税猶予対象地の図面及び地籍一覧表を配布し、今後も適正な管理をお願いした旨を説明し了承を得た。

## II 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価

### (1) 現状及び課題

○現状・・・農地面積3,362ha。遊休農地面積0.5ha。  
0.01%。

○課題・・・なし

### (2) 平成26年度の目標及び実績

○目標・・・遊休農地面積0.5ha全地の解消。

### (3) 2の目標達成に向けた活動

○農地パトロールによる計画及び実績を記載。ほぼ計画とおり

の実績。

○遊休農地の解消は1件0.5ha。

○その他の取組状況・・・休業中の農業者の草地管理の実施状況を確認した。

(4) 評価の案

○目標に対する評価案・・・前年度の遊休農地に関しては、耕作者への指導のとおり、今年度は実施していただいているので、目標は達成している。

○活動に対する評価案・・・活動計画のとおり実施されている。前年度まで遊休農地として指定された農地については、26年度の調査時において草地更新が実施され利用されていることを確認した。継続した利用状況調査の実施により、農地の有効利用への意識が高まっていると考えられる。

(5) 地域の農業者等からの意見

○特になし。

(2) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

○(4)と同じ。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現況及び課題

○現況・・・農家数47戸。うち主業農家47戸。農業生産法人1法人。

認定農業者40経営。

○課題・・・本町の基幹産業は酪農であるが、担い手不足、高齢化により離農が進むことが予想される。また、認定農業者においては80%の認定状況となっているが、後継者等の不在により新たな認定農業者の増加は困難な状況にある。

(2) 平成26年度の目標及び実績

○目標・・・認定農業者41経営→実績36経営。その他なし。

(3) 2の目標達成に向けた活動

○活動計画（認定農業者）・・・認定農業者の底上げを図るためにも、新規就農者を積極的に受け入れる。そのため、高齢者で後継者がいない農業者を中心に戸別訪問を実施する。

○活動実績（認定農業者）・・・高齢者を中心に農業委員による戸別訪問を実施し、農業経営継承事業による第三者継承希望者2戸を確保し、研修生の受入体制の整備も進めており、今後

の継続した新規就農の推進を図ってきた。

- 活動計画（特定農業法人）・・・平成22年度にTMRセンターの運営に係る農業生産法人が設立された。JA、町、関係団体との連携のもと、今後の特定農業法人化を模索する。
- 活動実績（特定農業法人）・・・<意向確認>TMRセンターの運営に係る農業生産法人が農地の一部の利用集積を行った。離農者が増加しているため、地域の生産力も減少していることから、特定農業法人の設立等について具体的な検討を進めていく必要があるものと思われる。
- 活動計画（特定農業団体）・・・平成21年度にコントラクター利用組合が設立された。JA、町、関係団体との連携のもと、今後の特定農業団体化を模索する。
- 活動実績（特定農業団体）・・・<意向確認>現時点では農業団体として農地の利用集積は検討しておらず、組合員の中での利用集積拡大を図っている。将来的には特定農業団体化も視野に入れる必要が考えられるが、まだ、その時期では無いと思われる。

#### (4) 評価の案

- 目標に対する評価の案（認定農業者）・・・平成23年度に続き、26年度にも新規参入者が酪農経営を開始している。今後も酪農研修や新規参入者の受入に対して、農業委員会が積極的な対応を進めており、多大なる成果と考える。
- 活動に対する評価の案（認定農業者）・・・高齢農業者への農業委員による戸別訪問を実施したことから、第三者継承事業による新規参入者の経営開始につながった。このことは、今後の離農後の集落崩壊を防ぐ、有効な手段になると考える。
- 目標に対する評価の案（特定農業法人）・・・目標の設定はなし。
- 活動に対する評価の案（特定農業法人）・・・定農業法人化の模索を行なう上で、農業生産法人の意向を確認しており、計画どおりの実施と考えられる。
- 目標に対する評価の案（特定農業団体）・・・目標の設定はなし。
- 活動に対する評価の案（特定農業団体）・・・特定農業団体化の模索を行なう上で、農3,005.2ha確認しており、計画どおりの実施と考えられる。

#### (5) 地域の農業者等からの意見

- 特になし。

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

○(4)と同じ。

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

○現況・・・農地面積 3.362ha。集積面積 3,005.2ha 89.38%。

○課題・・・現状では離農後の農地も規模拡大農業者に利用集積が可能な状況にあるが、集落崩壊をまねかないように新規参入も進めている。新規参入と規模拡大による利用権設定の微妙な調整が必要とされる。

(2) 平成 26 年度の目標及び実績・・・目標 202ha。実績 508.2ha。251.58%。

### (3) 2 の目標の達成に向けた活動

#### ○活動計画

4月 国有地の売払いに係る調査

5月 高齢農業者を主体とした戸別訪問の実施。

6月 離農に係る第三者継承の調査及び利用集積の実施

9月 経営継承に係る調査及び利用集積の実施

10月 国有地の売払いに係る農地法 3 条認定

通年：農地相談の実施

通年：広報・HP等により事業啓発を図る。

○活動実績・・・上記の掲げた活動計画は全て実行している。

○目標に対する評価の案・・・新規参入者への利用集積や経営滋養に伴う集積が進んだことから、目標数値を大幅に上回っている。

○活動に関する評価の案・・・担い手への農地の利用集積は、当初予想以上の集積が行われており、その進捗に合わせて、的確に実行できたと考える。

### (4) 地域の農業者等からの意見

○特になし。

(5) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

○(4)と同じ。

## 3 違法転用への適正な対応

### (1) 現状及び課題

○現状・・・農地面積 3,362ha。違反転用面積 0ha。

○課題・・・地区別懇談会や広報による違反転用に係る周知徹底により、違反転用の実態はなく特に課題はないが、今後も引

き続き啓蒙を計る必要がある。

(2) 平成 26 年度の目標及び実績

○違反転用なしのため解消目標、実績なし。

(3) 2 の目標の達成に向けた活動

○活動計画・・・年 3 回：広報等による違反防止活動の実施

4 月～3 月：農業振興地域整備計画と連動した農地情報等の電子化

10 月：農地パトロールの実施

○活動実績・・・上記の他、地区別懇談会による周知徹底を実施している。

農地基本台帳の電子化に伴い、農業振興地域整備計画の農用地区域となっているかの項目を入れて、迅速なる転用確認が可能となるよう調整中。

(4) 評価の案

○目標に対する評価の案・・・違反転用の実態がなかったため、目標に対する実績なし。

○活動に関する評価の案・・・地区別懇談会や広報による違反転用に係る周知徹底が図られて違反転用に対する認識は高くなっていると思われる。農地パトロールや地区委員による日頃の監視活動によって違反転用が防がれていると思われる。

(5) 地域の農業者等からの意見

○特になし。

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

○(4) と同じ。

以上でございます。

議長

事務局からの説明が終了致しました。議案第 2 号「平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、何かご質問ございますか。

各委員

(なしの声)

議長

質疑がないようですので、議案第 2 号を承認することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なし)



議長

ご異議なしと認め、議案第2号は承認することに決しました。

以上をもちまして、全ての議事が終了しましたので、  
その他の案件に移らせて頂きます。その他について、事務局より説明  
させます。

事務局長

それでは、その他の事項について報告申し上げます。

(1) 今後の予定について

①平成27年度宗谷地方農業委員会連合会通常総会及び宗谷農村パー  
トナー対策協議会総会・地区別農業委員会会長・事務局長会議  
5月8日(金) 稚内市役所

(2) その他

①高齢者アンケートの結果について

事務局長

農政・担い手委員のみなさまにご協力いただきました高齢者アンケー  
トの結果について、調査票を添付しておりますので、内容についてご確  
認いただきたいと思いますが、現時点では経営継承の受入を希望される  
方はいないという結果となっておりますので、ご報告いたします。

議長

ただいま事務局より高齢者アンケートの結果について報告を受けまし  
たが、農政・担い手委員からアンケート回収時の状況等について報告を  
いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

担い手委員

(報告)

議長

ただいまの報告いただいたことについて、何かご意見等はございませ  
んか。

各委員

(なし)

議長

農政・担い手委員のみなさまありがとうございました。  
その他について事務局より説明いたさせます。

事務局長

②新規就農希望者の状況について

続いて、新規就農希望者の状況について報告させていただきます。

昨年札幌で開催された『新・農業人フェア』に、本町のブースを訪問された方の中で、2組の方が本町を訪問されており、1組の方から本町での新規就農を目指した研修を受けたいという申し入れを受けている状況にあります。

先日の担い手センター推進本部の中でも協議させていただいておりますが、受入について具体的な検討を進めていくこととしておりますので、委員の皆さまにご協力いただくケースもあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの新規就農希望者の報告について、みなさまから何かご意見等はございませんか。

各委員

(なし)

議長

その他委員のみなさんから何かございませんか。

各委員

(なし)

議長

長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、平成27年 第2回農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 午後 2時40分)

この会議録は主任が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証  
するため、ここに署名する。

会 長

署名委員 7番 (印)

署名委員 8番 (印)